

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍の氏名にフリガナが記載されます !!

**2025年5月26日～2026年5月25日の間に、
戸籍に記載する氏名のフリガナの届出をしてください**

- 日本の大使館・総領事館や、本籍地の市区町村で届出ができます。
- 届出に手数料はかかりません。
- 届出をしなくても、罰金や罰則はありません。



**Q. 期限までにフリガナの届出をしなかったら
どうなるの？**

**A. 2026年5月26日以降、市区町村が持つ情報※を
もとに、自動的に戸籍にフリガナが記載されます。**

**Q. 戸籍の氏名のフリガナは、パスポートで使っている
ヨミカタと同じにしないといけないの？**

**A. パスポートと同じフリガナにしてください。
パスポートのヨミカタと違うフリガナの届出をした
場合は、パスポートの記載事項も変更する必要が
あります。**



戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

※長期間の海外滞在等、日本の市区町村に住民情報がない場合は、戸籍にフリガナは記載されません。
この場合には、2026年5月26日以降であっても氏名のフリガナを記載する申出をすることができます。

新しくフリガナの
ルールができます。
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE